

市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託仕様書

当仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託
- 2 業務目的 当業務委託は、生活保護費返還金等の債権回収に係る業務を委託することにより、催告や納付相談、各種調査等を適切に実施し、確実に効率的な債権の回収及び管理の実現を目的とする。
- 3 委託期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
- 4 債権の概要
 - (1) 種類
 - ① 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。）第63条の規定による返還金
 - ② 生活保護法第77条の2の規定による徴収金
 - ③ 生活保護法第78条第1項の規定による徴収金
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第160条の規定に基づく過年度における生活保護費過支給による返還金（過年度戻入金）
 - ⑤ その他生活保護法の運用の過程において発生した債権（民法上の債権を含む）
 - (2) 債務者等
生活保護費の返還決定を受けた当人（以下「元債務者」という。）とする。ただし、元債務者が死亡の場合は、その相続人とする。
 - (3) 対象
 - ① 生活保護廃止後、一定期間納付実績のない債務者等の債権のうち、委託者が委託することが相当であると判断した債権で、消滅時効を迎えていないもの
 - ② 生活保護受給者であり、委託者が委託することにより効果的な回収が可能と判断したもの

なお、当業務の対象とした債権について、その後、委託者が対象とすることが適当でないと判断した場合、受託者と協議のうえ、当該債権を対象外とする場合がある。

(4) 見込数

債権総数：756件

債権総額：235,803,481円

債務者等の総人数：463名

回収見込額：7,669,870円

5 債務者等に関する情報提供

委託者は委託契約締結後、「債務者等通知書（別紙様式1号）」により当業務の対象となる債務者等を受託者に通知する。

また、当業務の対象となる債務者等に変更がある場合は、「債務者等変更通知書（別紙様式2号）」により受託者に通知する。

なお、通知する内容は以下のとおりとする。

(1) 債権総数

(2) 債権総額

(3) 債務者等の総人数

(4) 債務者等の情報

・基本情報

氏名、住所、生年月日、電話番号、性別、本籍

・債権に関する情報

債権種類、債権額、調定年月日、最終返還年月日、時効起算日

・その他

受託者が求める情報で、委託者が提供可能かつ当業務の遂行に必要と認めるもの。

6 個人情報の取り扱い

(1) 受託者は、債務者等の個人情報について、当業務の遂行の目的に限りこれを活用し、善良な管理者の注意をもって管理及び保管しなければならない。

(2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記「個人情報取扱特事項」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(3) 受託者は、委託期間終了後に委託者から提供を受けた個人情報を速やかに委託者に返却する。また、個人情報が保存された記録媒体がある場合には、そのデータを全て消去し、廃棄証明書を提出する。ただし、委託期間終了日の翌日から同受託者と同業務に関して新たな契約締結を行う場合はその限りではない。

7 業務内容

受託者は債権回収に係る権限の一部を受任し、下記（１）～（４）をとおして、当業務の対象となる債権の回収に努めなければならない。

（１） 文書発送業務

① 「業務受任通知書」の発送

受託者は債務者等に対して、「業務受任通知書」を発送し、債権回収に係る権限の一部を受任したことを提示する。なお、発送は「債務者通知書」の提供を受けてから３０日以内に行う。

また、受託者はその結果（到達の有無、反応等）について、「業務受任通知書発送結果報告書（別紙様式３号）」により、委託者へ報告する。

なお、件数については債務者等一人につき１件として算出し、委託者へ報告する。

② 「催告書」の発送

受託者は「業務受任通知書」の発送結果を踏まえ、生存中かつ居所が明らかな債務者等に対し、「催告書」を発送する。ただし、「催告書」発送前に実際に納付を行った者に対しては、発送は不要とする。

③ 「納付書」の作成・発送

納付書の作成・発送は委託者が行う。

納付書の作成・発送のため、受託者は、「（２）電話催告・相談対応業務 ③納付方法、分納の提案、納付計画書の徴取」において、納付書の作成・発送が必要となった債務者等より徴取した納付計画書を委託者に提出し報告する。

④ その他文書の発送等

受託者は、委託者と協議のうえ、効果的な債権の回収のために必要な文書の発送、その他の手段により債務者等への働きかけを行うことができる。

⑤ 発送文書等の事前承認

委託者が債務者等に発送する文書の様式は、発送前に委託者の承認を得るものとし、必要に応じ、委託者の意見を踏まえ修正を行う。

なお、文書の趣旨が同様であれば、委託者と協議のうえ、当仕様に記載されたものと異なる名称を用いることも可能とする。

上記①～⑤を原則とするが、前契約委託期間終了日の翌日から同受託者と同業務に関して新たな契約締結を行う場合などで、委託者が発送対象とすることが適当でないと判断した債務者等について、受託者と協議のうえ、当該債務者等への文書発送業務中の①、②または④のいずれか、またはすべてを対象外とすることができる。

（２）電話催告・相談対応業務

① 電話催告

受託者は「催告書」の発送後、連絡の取れる債務者等に対して、必要に応じて電話による催告を行い、債権の納付を促す。

② 相談対応・助言

受託者は債務者等からの債権に係る相談・申出等に真摯に対応する。

また、債務者等の状況を鑑み、法律の専門的知見に基づき、適正な助言を行う。

③ 納付方法、分納の提案、納付計画書の徴取

受託者は返納の意思を示した債務者等に対し、納付方法の説明をする。納付方法については口座振込、口座振替、納付書の順に説明を行う。なお、口座振替及び納付書の説明を行う場合は、委託者指定の金融機関でのみ対応可能であることに留意すること。

受託者は、一括による返納が困難な債務者等に対して、分納の提案及び納付計画の助言を行う。

分納を行うこととなった場合、受託者は分納開始年月、分納額等の納付計画を明確にした納付計画書を債務者等より徴取し、委託者へ報告する。

また、納付方法が口座振替の場合、口座振替開始までに時間を要するため、口座振替開始までは口座振込または納付書により納付するよう案内する。

なお、口座振替開始時期については、適宜委託者が受託者に対して報告する。

（３）調査業務

① 居所調査（委託予定件数：５件）

受託者は、委託者が通知する「要居所調査債務者等通知書（別紙様式４号）」に記載された債務者等の居所調査を行う。

また、受託者はその結果について、委託業務終了日までに「居所調査結果報告書（別紙様式５号）」により、委託者へ随時に報告する。

② 相続人調査（委託予定件数：１０件）

受託者は、委託者が通知する「要相続人調査債務者等通知書（別紙様式６号）」に記載された者の相続人に関する調査を行う。

戸籍の情報等により判明した相続人に対しては、「業務受任通知書兼相続人調査書」を発送し、債権放棄の有無、債権に関する折衝を行う相続人の代表者等を確認する。

また、ここまです相続人調査業務とし、受託者はその結果について、委託業務終了日までに「相続人調査結果報告書（別紙様式７号）」により、委託者へ随時に報告する。

なお、相続人代表者が明らかになった場合には、「７ 業務内容」（１）～（２）に記載の業務（（１）①「業務受任通知書」の発送を除く）を行う。

(4) 債権管理業務

① 「債権管理簿」の作成・管理

受託者は「債権管理簿」(様式は別途協議により決定)を作成し、適正に債権を管理する。「債権管理簿」には、債務者等の情報、「7 業務内容」(1)～(3)に記載の業務の状況及びその他必要事項を一覧(表)形式で記載する。

② 「債権管理記録」の作成・管理

受託者は「債権管理記録」(様式は別途協議により決定)を作成し、適正に債権を管理する。「債権管理記録」には、債務者等の情報、「7 業務内容」(1)～(3)に記載の業務の状況及びその他必要事項をテキスト形式で記載する。

提出は、原則、業務終了後までとする(詳細は後述)が、委託者から提出を求められた場合は、その時点までの記録を速やかに委託者へ提出する。

8 収納について

債務者等からの納付のあった金銭等の収納は、委託者が口座振替、納付書または口座振込により行うこととし、受託者は収納を含め、金銭の受領を行ってはならない。

なお、このことは、地方自治法(昭和22年5月3日法律第67号)第243条及び地方自治法施行令第158条の規定によるものである。

9 必要資格等

当業務は、法令等に則し、その業務の性質に応じ弁護士資格を有する者(以下「弁護士」という。)が行う必要があるものは、弁護士が行わなければならない。

10 添付書類

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 別紙様式1号 | 債務者等通知書 |
| (2) 別紙様式2号 | 債務者等変更通知書 |
| (3) 別紙様式3号 | 業務受任通知書発送結果報告書 |
| (4) 別紙様式4号 | 要居所調査債務者等通知書 |
| (5) 別紙様式5号 | 居所調査結果報告書 |
| (6) 別紙様式6号 | 要相続人調査債務者等通知書 |
| (7) 別紙様式7号 | 相続人調査結果報告書 |
| (8) 別紙様式8号 | 業務完了報告書 |
| (9) 別紙様式9号 | 完了届 |

11 提出書類及び報告書

(1) 契約締結後

受託者は、契約締結後10日以内に以下の書類を委託者へ提出する。なお、内容に変更が生じた場合には、変更後業務を実施するまでに委託者へ報告するとともに、内容変更後の書類を委託者へ提出する。

- ① 業務計画書、業務責任者及び業務従事者の名簿、業務実施計画書並びに緊急連絡体制等
- ② 委託業務に必要な資格の写し

(2) 月次

受託者は、各月の業務終了後、翌月15日までに以下の報告書を委託者へ提出する。
ただし、3月分については、委託契約期間終了日までに提出する。

- ① 「7 業務内容」に記載の報告書（別紙様式3号、5号、7号）
※実施していない業務の報告書は不要とする。
- ② 債権管理簿
- ③ 業務完了報告書（別紙様式8号）

(3) 業務終了後

受託者は、業務終了後、委託期間終了日までに以下の報告書を委託者へ提出する。

- ① 債権管理記録
※委託者から提出を求められた場合は、業務終了前であっても、その時点までの記録を速やかに委託者へ提出する。
- ② 完了届（別紙様式9号）
- ③ 廃棄証明書（6 個人情報の取り扱い（3）にて求めるもの）

12 委託料について

(1) 請求

受託者は、以下①～④をもとに、各月における委託料を算出し、合算して委託者へ請求する。

なお、合算後の金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- ① 受託者が当仕様「7 業務内容」(1) 文書発送業務①「業務受任通知書」の発送を適正に履行した場合、その件数（協議により対象外とした件数を除く。）に別途契約書により定める単価を乗じて得た額を委託料として請求する。

ただし、「業務受任通知書」の発送は債務者等一人につき1件として算出し、同一債務者等に係る請求は、一度限りとする。

- ② 受託者が当仕様「7 業務内容」(3) 調査業務①居所調査を適正に履行した場合、その件数に別途契約書により定める単価を乗じて得た額を委託料として請求する。
ただし、居所調査は債務者等一人につき1件として算出し、同一債務者等に係る請求は、一度限りとする。
- ③ 受託者が当仕様「7 業務内容」(3) 調査業務②相続人調査を適正に履行した場合、その件数に別途契約書により定める単価を乗じて得た額を委託料として請求する。
ただし、相続人調査は元債務者一人につき1件として算出し、同一元債務者に係る請求は、一度限りとする。
- ④ 受託者が各債務者において、当仕様書「7 業務内容」のいずれかを適切に履行した後、当該債務者等から市川市に納付のあった額（月ごとの合計額）に、契約書により定める報酬率を乗じて得た額を委託料として請求する。
ただし、以下の場合は、委託料の算出に含めないものとする。
- ・ 委託期間終了後に納付のあった額
 - ・ 消滅時効を迎えた後に納付のあった額
 - ・ 委託者が対象とすることが適当でないと判断し、受託者との協議のうえ、対象外とした債権に対して納付のあった額

(2) 支払い

委託者は、報告書等（月次）の内容を検査したうえで、受託者へ委託料を支払う。

13 費用負担

当仕様に定める業務に係る費用経費は、以下のものを除き、受託者が負担する。

- (1) 委託者の情報通信料、郵便料
- (2) 債務者等の情報通信料、郵便料

14 費用徴収の禁止

受託者は理由の如何を問わず、当業務の実施に当たり、その費用を債務者等から徴収してはならない。ただし、法令上、債務者等が負担すべき費用はこの限りでない。

15 その他

- (1) 委託者は当業務を実施するあたり、法令はもとより、市川市の条例・規則等を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう当業務を遂行する。また、必要な事項については、積極的な提案を委託者に対して行う。
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、当業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及びその他関係機関に報告するとともに応急措置を講ずる。
- (4) 受託者は、当業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (5) 受託者は、当業務に関し苦情が発生した場合には、原則受託者にて迅速かつ誠実な対応を行い、苦情が発生してから7日以内に委託者に報告を行う。
- (6) 受託者は、この業務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (7) 当業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) 委託者は、当契約終了後であっても、当業務委託の範囲内における問い合わせ等を受託者に行うことができる。
- (9) 当仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定する。

令和 年 月 日

(受託者名) 様

債務者等通知書

市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託に係る債務者等について、以下のとおり通知します。

記

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | 債権総数 | 件 |
| 2 | 債権総額 | 円 |
| 3 | 債務者等の総人数 | 名 |
| 4 | 債務者等の情報 | 別紙のとおり |

令和 年 月 日

(受託者名) 様

債務者等変更通知書

市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託に係る債務者等について、以下のとおり変更があるため、通知します。

記

- | | | | | |
|---|----------|--------|------|----|
| 1 | 債権総数 | 件 | (変更数 | 件) |
| 2 | 債権総額 | 円 | (変更額 | 円) |
| 3 | 債務者等の総人数 | 名 | (変更数 | 名) |
| 4 | 債務者等の情報 | 別紙のとおり | | |

令和 年 月 日

市川市長

住 所
商号又は名称
氏 名

業務受任通知書発送結果報告書

市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託に係る業務受任通知書の発送について、以下のとおり報告します。

記

- 1

報告の対象となる年月

令和 年 月
- 2

発送した総数

件

(うち、委託料算出の対象となる件数

件)
- 3

内 訳

別紙のとおり

令和 年 月 日

(受託者名) 様

要居所調査債務者等通知書

市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託に係る居所調査が必要な債務者等について、以下のとおり通知します。

記

- 1 居所調査が必要な債務者等の人数 名
- 2 内 訳 別紙のとおり

令和 年 月 日

市川市長

住 所
商号又は名称
氏 名

居所調査結果報告書

市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託に係る居所調査の結果について、以下のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| 1 | 報告の対象となる年月 | 令和 年 月 |
| 2 | 調査した債務者等の人数 | 名（＝委託料算出の対象となる件数） |
| 3 | 調査した件数 | 件 |
| 4 | 内 訳 | 別紙のとおり |

令和 年 月 日

(受託者名) 様

要相続人調査債務者等通知書

市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託に係る相続人調査が必要な債務者等について、以下のとおり通知します。

記

- 1 相続人調査が必要な元債務者数 名
- 2 内 訳 別紙のとおり

令和 年 月 日

市川市長

住 所
商号又は名称
氏 名

相続人調査結果報告書

市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託に係る相続人調査の結果について、以下のとおり報告します。

記

- 1 実 施 月 令和 年 月
- 2 調査した元債務者数 名（＝委託料算出の対象となる件数）
- 3 調査した件数 件
- 4 内 訳 別紙のとおり

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

市川市長

住 所
商号又は名称
氏 名 印

下記の通り業務が完了したので、報告致します。

- 1 委託事務(事業名) 市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託
- 2 施行(納入)場所 市川市南八幡 2 丁目 2 0 番 2 号
市川市役所第 2 庁舎 5 階 市川市福祉部生活支援課
- 3 契約年月日 令和 年 月 日
- 4 支払期委託金額 円
- 5 支払期業務期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
- 6 支払期業務期間における完了年月日 令和 年 月 日
- 7 作業報告 別途、提出書類のとおり

完了屈

令和 年 月 日

市川市長

住所

商号又は名称

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 委託事務（事業名） | 市川市生活保護費返還金等債権回収強化業務委託 |
| 2 | 施行（納入）場所 | 市川市南八幡2丁目20番2号
市川市役所第2庁舎5階 市川市福祉部生活支援課 |
| 3 | 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| 4 | 委託金額 | 円 |
| 5 | 委託期間 | 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで |
| 6 | 完了年月日 | 令和 年 月 日 |